

一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 9 月 22 日

一宮町長 馬淵 昌也

一宮町告示第 44 / 号

一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について（平成18年5月29日付け老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）の別紙の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する事業を実施する事業者に対して、予算の範囲内において一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付に関して、一宮町補助金等交付規則（平成7年一宮町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、実施要綱に規定する防災・減災等事業整備計画に基づき施設等整備事業を行う者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱に基づき、厚生労働省が補助を採択した事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象経費は、実施要綱に規定する各区分に応じた対象経費とする。ただし、次に掲げる費用は、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、実施要綱に基づき算定した額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 位置図、配置図、平面図及び立面図
- (4) 工事着工前の写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があり審査の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により、不交付を決定したときは一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた後において、当該補助対象事業に係る事業計画を変更しようとするときは、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金変更承認申請書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）

(3) その他内容変更が明らかになる書類

2 町長は、前項の書類を受理し適当と認められたときは、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金変更承認決定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 補助事業者は、交付の決定を受けた後において、当該補助対象事業に係る事業計画を中止し、又は廃止しようとするときは、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金中止・廃止承認申請書（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の書類を受理し適当と認められたときは、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金中止・廃止承認決定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 施設整備交付金精算額算出内訳

(2) 補助の対象となった経費を支払ったことを証する書類の写し

(3) 補助の対象となった施設の工事中及び完了後の写真

(4) その他事業の内容が分かる書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認められたときは、補助金の額を確定し、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付額確定通知書（別記第9号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者が補助金の交付の請求をしようとするときは、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付請求書（別記第10号様式）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月22日から施行する。

一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について（平成18年5月29日付け老発第0529001号厚生労働省老健局長通知）の別紙の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する事業を実施する事業者に対して、予算の範囲内において一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付に関して、一宮町補助金等交付規則（平成7年一宮町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、実施要綱に規定する防災・減災等事業整備計画に基づき施設等整備事業を行う者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施要綱に基づき、厚生労働省が補助を採択した事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象経費は、実施要綱に規定する各区分に応じた対象経費とする。ただし、次に掲げる費用は、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、実施要綱に基づき算定した額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
 - (2) 収支予算書（別記第3号様式）
 - (3) 位置図、配置図、平面図及び立面図
 - (4) 工事着工前の写真
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第7条 町長は、前条の申請があり審査の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により、不交付を決定したときは一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた後において、当該補助対象事業に係る事業計画を変更しようとするときは、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金変更承認申請書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他内容変更が明らかになる書類

2 町長は、前項の書類を受理し適当と認められたときは、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金変更承認決定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 補助事業者は、交付の決定を受けた後において、当該補助対象事業に係る事業計画を中止し、又は廃止しようとするときは、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金中止・廃止承認申請書（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。

- 4 町長は、前項の書類を受理し適当と認められたときは、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金中止・廃止承認決定通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金実績報告書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 施設整備交付金精算額算出内訳
- (2) 補助の対象となった経費を支払ったことを証する書類の写し
- (3) 補助の対象となった施設の工事中及び完了後の写真
- (4) その他事業の内容が分かる書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認められたときは、補助金の額を確定し、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付額確定通知書(別記第9号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者が補助金の交付の請求をしようとするときは、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付請求書(別記第10号様式)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月22日から施行する。

別記

第1号様式（第6条）

年 月 日

一宮町長

様

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

電 話 番 号

一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付申請書

次のとおり、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1）事業計画（変更）書（第2号様式）
- （2）収支予算書（第3号様式）
- （3）位置図、配置図、平面図及び立面図
- （4）工事着工前の写真
- （5）その他町長が必要と認める書類

第2号様式（第6条、第8条）

事業計画（変更）書

1 施設の名称及び所在地

施設の名称	
施設所在地	

2 敷地の面積及び所有関係

敷地区分	☐ 自己所有地 ☐ 借地 ☐ その他（ ）
所有者名	
所有者所在地	
敷地面積	平方メートル

3 建物の構造及び規模

建物の構造	造 階建（ ☐ 耐火 ☐ 準耐火 ☐ その他 ）
建築面積	平方メートル
延床面積	平方メートル
建物区分	☐ 新築 ☐ 増改築 ☐ 改修 ☐ 現状で使用
所有権利関係	☐ 自己所有 ☐ 借家 ☐ その他（ ）
所有者名	
所有者所在地 又は住所	

4 工事の施工業者及び施工期間

施工業者							
所在地							
着工	年	月	日	竣工	年	月	日

第3号様式（第6条、第8条）

収 支 予 算 書

（収入の部）

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
自己資金		
合 計		

（支出の部）

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
合 計		

上記は、原本と相違ないことを証明する。

法人名

代表者職氏名

第4号様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

一宮町長

一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金については、次のとおり交付することに決定したので、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

1 補助年度 年度

2 交付決定金額 金 円

3 交付条件

- (1) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (3) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合においては、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が当該年度内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、入札、見積り合わせ又は総合評価方式の的確な実施等により行うこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図ること。
- (7) 町長が当該補助金の交付に関して必要と認めた調査に協力すること。

第5号様式（第7条）

第 号
年 月 日

様

一宮町長

一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金については、次の理由により不交付とすることに決定しましたので、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

不交付の理由

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、一宮町長に対して審査請求をすることができます。また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、一宮町長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求又は処分の取消しの訴えの提起ができなくなります。

第6号様式（第8条）

年 月 日

一宮町長 様

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

電 話 番 号

一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

次のとおり、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）の内容等

1	補助事業の名称	
2	変更（中止・廃止） の内容	
3	変更（中止・廃止） の理由	

2 添付書類

- （1）事業計画（変更）書（第2号様式）
- （2）収支予算書（第3号様式）
- （3）その他変更内容が明らかになる書類

第7号様式（第8条）

第 号
年 月 日

様

一宮町長

一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金
変更（中止・廃止）承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金変更（中止・廃止）については、次のとおり交付すること
に決定したので、一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第8
条第2項（第4項）の規定により通知します。

1	補助事業の名称		
2	変 更 の 承 認	変更前交付決定額	円
		変更後交付決定額	円
		変更に係る補助条件	
3	中止の承認		
4	廃止の承認		
5	指示事項		

第 8 号様式（第 9 条）

年 月 日

一宮町長 様

所 在 地

法 人 名

代表者職氏名

電 話 番 号

一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった一宮町地域
介護・福祉空間整備等施設整備補助金について、一宮町地域介護・福祉空間整
備等施設整備補助金交付要綱第 9 条の規定により次のとおり関係書類を添えて
報告します。

添付書類

- （１）施設整備交付金精算額算出内訳
- （２）補助の対象となった経費を支払ったことを証する書類の写し
- （３）補助の対象となった施設の工事中及び完了後の写真
- （４）その他事業の内容が分かる書類

第 9 号様式（第 10 条）

第 号
年 月 日

様

一宮町長

一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった一宮町地域介護・福祉空間
整備施設整備等補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、一宮
町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第 10 条の規定により通知
します。

1 補助年度 年度

2 補助金額 金 円

3 交付条件

第 10 号様式（第 11 条）

年 月 日

一宮町長 様

法 人 名

代表者職氏名

㊟

所 在 地

電 話 番 号

一宮町地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった一宮町地域
介護・福祉空間整備等施設整備補助金について、一宮町地域介護・福祉空間整
備等施設整備補助金交付要綱第 11 条の規定により請求します。

1 補助事業の名称

2 請 求 額 金 円

振込先金融機関	
支 店 名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人 (フリガナ)	

